

平成 28 年 9 月 8 日付で公開された「「放射性同位元素使用施設等の規制の見直しに関する中間取りまとめ（案）」に対する意見の募集について」と題されたパブリックコメントに対する意見書

1. 危険時の具体的な想定を示すことを提案する。

危険時とは具体的にどのような事例があるかあるいは想定されているかを最初に列挙してはどうか。幅広い関係者に協力を求めて検討することから、より理解が容易なものとすることが望ましいと考えられる。

2. 改正法令への対応は本学会も含め幅広い関係者と共に取り組むべきである。

今回の改正法令に対応するための RI 事業所の放射線管理担当者の作業量は膨大である。これらの作業が的確かつ迅速に行えるように原子力規制委員会あるいは関連学会等が今回の改正法令に対応する指針をより具体的に示す必要がある。本学会は指針の作成に貢献する用意がある。また、指針作成の協力にあたっては関連学会等と協力して対応する。

3. RI 事業所長への実効ある働きかけを希望する。

中間とりまとめ（案）では、RI 事業所長の責務を明確にしているが具体的にそれをどのように求めようとしているのかを示していただきたい。RI 法に事業所で備えるべき新たな機能を盛り込まれても放射線管理担当者の負担が増加するだけで円滑に機能しないことが容易に推定される。このため、RI 事業所長にその責務を明確に意識付けするための方策を示していただきたい。

4. 医療機関における情報セキュリティの確保の支援を行う

該当した事業所は放射線障害予防規程とは別に RI 防護規程の作成が求められている。医療機関においては RI あるいは RI を装備した機器を用いた治療を行っており、当該治療を受ける患者や家族等に一定の情報提供を行うことがインフォームドコンセントならびに医療安全等の観点から求められている。そのため、これらの的確かつ実効性のある指針あるいは例を示さなければ、実効性が欠如するかあるいは情報漏えいに繋がる可能性がある。そこで、本学会はこの問題の解決に資するために情報セキュリティの専門家の協力を得て指針作成に協力あるいは尽力し、医療機関等の支援を行うことを表明する。

5. 第 3 章のタイトルの修正を希望する

第 3 章 RI に対する防護措置はセキュリティに関する内容である。必ずしも第 3 章だけですべてのセキュリティ対策を求めているわけではないと思われる。しかしながら、この第 3 章のタイトルを「RI のセキュリティ対策」とした方が分かりやすく RI 事業所ならびに放射線管理担当者に浸透しやすいと考える。

6. “ Graded Approach” の一つとして半減期の考慮を希望する

「実際上のリスクに比して過剰な規制要求にならないよう、半減期を考慮することについて検討を行う。」（中間とりまとめ（案）11 ページ）としている。実際上のリスクに合わせた規制要求とすることは” Graded Approach” の一つと考えられるため、実行いただきたい

い。また、通常の放射線防護においても半減期を考慮することを求める。

7. 放射線取扱主任者と RI 防護管理者の役割の違いについて具体的に示していただきたい。

RI 防護管理者の選任が求められているが、放射線取扱主任者との役割の違いが不明瞭である。具体的なすみわけを示していただきたい。

8. 放射線取扱主任者と RI 防護管理者の兼任が可能か、あるいは望ましい（くない）ことかを示していただきたい。

放射線取扱主任者は RI 防護管理者の要件の一部を満たしているとの表記があることから、放射線取扱主任者との兼任が可能だと考えて問題ないと解釈されるが、誤解を避けるために、そのことを明示することが望まれる。

9. RI 防護規程の作成と RI 防護管理者の選任基準を明確に示すべきである。

施設における防護措置の義務化に関する項目では、RI 防護管理体制の強化を図るために、RI 防護規程の作成と RI 防護管理者の選任とあるが、この RI 防護規程の基準と RI 防護管理者の選任方法を明確に示すべきである。

10. 放射線取扱主任者ならびに RI 防護管理者に対する講習の合理的な開催を希望する。

放射線取扱主任者ならびに RI 防護管理者に対する講習については、合理的な講習時間、受講料および更新期間で実施していただきたい。一定の条件を満たしていれば、免除規定があつても良いと考えられる。

11. 緊急時の連絡体制を迅速化するシステムの導入を希望する。

緊急時の対応において、関係機関との連絡体制を簡略化する措置を講ずるべきと考えられる。事業者は、眼前に迫る緊急時の状況に対応を迫られるためである。緊急時の関係機関との連携において放射線管理部門が直接関わるものを減らし現場対応に割けるように連絡体制を迅速化するシステムの導入を希望する。例えば、RI の盗難については原子力規制委員会等に一報すれば関連機関で情報が共有されるシステムを構築し、RI 事業所あるいは放射線管理部門への過度の負担の集中を防ぐことが考えられる。